

2022年2月14日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市労働組合連合会
執行委員長 金子 俊雄

公的部門における処遇改善事業にかかる要求書

2021年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、介護、保育、幼児教育など新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く者の収入を上げるとされ、12月20日には「令和3年度一般会計補正予算（第1号）」が成立しました。

当該補正予算においては、保育士等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より実施要綱が発出されています。これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっています。

つきましては、本事業の対象となる職員の処遇改善にむけて下記のとおり要求します。

記

1. 処遇改善臨時特例事業実施要綱等に基づき、2022年2月から給与改善を実施すること。なお、改善方法及び処遇改善にかかる職員の範囲については、労使合意を前提として十分な交渉・協議を行うこと。
 - （1）具体的な給与改善にあたっては、給料表の改定もしくは級・号給の設定見直しにより行うこと。
 - （2）給料表の改定等によることが困難な場合は、給料の調整額により措置すること。なお、会計年度任用職員については報酬額により改善をはかること。
2. 本事業にかかる計画の具体的な内容を職員に周知すること。

以上